

経発第 5 号

総発第 81 号

令和 3 年 1 月 15 日

各部長・副部長、各所属長 様

総合政策部理事

(草津未来研究所・経営戦略担当)

総務部長

行政手続の簡素化および行政手続のデジタル化の推進のための押印見直し について (通知)

標記について、国においては「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す」という考えの下、押印の見直しを調査した結果、民間から行政への手続の 99.4%において廃止または廃止の方向となり、認印については、全て廃止される見込みとなりました。

このことから、本市におきましても令和 2 年 12 月 18 日付、府政経シ第 631 号において、提示された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、全庁的な押印の見直しを実施することとします。

また、本見直しの目指す最終的な目的は、「書面規制、押印、対面規制の見直し」を行い、行政手続の簡素化および、行政手続のデジタル化を推進することで、申請者の負担軽減につながることであり、その実現へ向けた第一段階として各種手続等における押印の見直しを行うものです。

つきましては、別紙「行政手続の簡素化および、行政手続のデジタル化の推進のための押印見直し (方針)」に基づき各所属において、押印の必要性について検討をいただき、下記期限までに調査票を提出くださいますようお願いいたします。

なお、調査票については、各所属で先に実施いただいた棚卸作業の内容をもとに作成し見直しており、今回新たに検討いただく内容と併せて、再度、押印の必要性および、漏れ等がないか確認いただきますようお願いいたします。

また、条例に基づき押印を求めているもので、廃止が必要な場合は、2 月定例市議会への提案が必要なため押印の有無を確認し、至急、経営戦略課と廃止の可否を協議したうえで、廃止が必要と判断されたときは、総務課と議案の協議をお願いします。

記

1. 見直しの対象

市民、法人等に対して求める手続等の押印

①認印

②登記印・登録印 (印鑑証明の提出を求めない)

③登記印・登録印+印鑑証明

※ 公印を押印し、市民、法人等へ発出するものは、今回、見直し(廃止)を行わないが行政事務のデジタル化を進める検討材料とするため、調査票の報告対象とします。

2. 報告方法 庁内回答フォルダー「¥¥sv0712¥草津市¥#庁内回答用¥経営戦略課
¥押印見直し」内の調査票（エクセル）に直接入力

3. 報告期限 1月25日（月）

4. 例規等について

令和2年10月28日付け経発第130号、総発第2955号において報告いただいた結果、例規改正が必要なものが多いことから、本市の押印の取扱いの特例を定める規則（以下「特例規則」）※を制定し、令和3年4月1日から施行する予定ですので、各所属におかれましては、必要に応じて周知等の準備をお願いいたします。

特例規則を制定した場合であっても、例規中の押印を求める規定や様式の「印」については残ることから、今後の行政手続のデジタル化を含めた様式の見直しの際に併せて改正を行うこととします。

※ 例) 草津市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則
(押印の義務付けの廃止)

第〇条 草津市規則で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

担当部署	総合政策部 経営戦略課 行政経営係
担当者	村木、寺田、佐藤
内線	2244、2245
外線	561-6544

担当部署	総務部 総務課 法令遵守・法務文書係
担当者	清水、馬場
内線	2101、2102
外線	561-2301

行政手続の簡素化および行政手続のデジタル化の推進のための押印見直し（方針）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現には、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題となっている。

このことから本市においても、行政手続の簡素化および行政手続のデジタル化の推進による、申請者の負担軽減の実現に向けた取組の第一段階として、各種手続等における押印の見直しを実施するものである。

2. スケジュール

押印を廃止するものは、「①条例改正が必要なもの」、「②規則、要綱等の改正が必要なもの」、「③規則、要綱等の改正を要しないもの」に分けて下表のとおり実施する。

日 程	①条例改正が必要なもの	②規則、要綱等の改正が必要なもの	③内規等の改正および、規定等の改正を要しないもの
1月15日	押印見直し方針提示（本通知）		
1月15日～	押印見直し確認		
1月25日	調査票提出（締切）		
1月中・下旬	議会報告		
2月1日～	議案査定		
2月9日	押印見直し内容の決定【経営戦略課→各所属へ通知】		
2月9日～		・特例規則の作成【経営戦略課】	改正案の作成等、各所属で対応
2月中旬	押印見直し内容の議会報告		
2月26日	議会開会予定		
3月下旬	公布、告示		
	押印見直し計画の公表		
4月1日～	施行		

3. 各所属での実施内容

押印の必要性について検討（調査票への回答）

→ 報告期限 令和3年1月25日（月）

4. 押印の見直し

4-1 見直し対象

市民、法人等に対して下記、①～③を求める手続を見直しの対象（廃止、継続）とするため、「4-4 見直し手順」に沿って確認を行うこと。

なお、④公印（公印を押印し市民、法人等に発出するもの）については、今回押印の廃止は行わないが、今後の行政事務のデジタル化を見据えた取組を進めるための検討材料とするため、①～③と同様に確認を行うこと。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ①認印 | ②登記印・登録印（印鑑証明の提出を求めない） |
| ③登記印・登録印＋印鑑証明 | ④公印（市長印、教育長印、福祉事務所長印等） |

4-2 印鑑の定義

種類	定義
認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判、角印
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。実印 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印 ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑。
公印	本市の例規等に位置付ける印鑑。市長印、教育長印等

4-3 押印見直しの基準

i. 見直しの考え方

下表に基づき見直しを実施する。但し、廃止除外項目①～⑤のいずれかに該当するものは、今回の見直しでは、押印の廃止は行わない。

種類	方向性	考え方
認印	原則、廃止	・本人確認としての効果が大きくなく、押印を求める趣旨の合理性が乏しいため原則、廃止。
登記印・登録印 (印鑑証明の提出を求めない)	廃止の可否を 検討	・登記印、登録印を求める趣旨に合理的な理由があるか確認し、理由がない場合は廃止を検討。 ・手続等の趣旨から厳格な確認が必要なものは、印鑑証明を求め照合を行うことを検討。
登記印・登録印 ＋ 印鑑証明	廃止の可否を 検討	・登記印、登録印を求める趣旨に合理的な理由があるか確認し、理由がない場合は廃止を検討。 ・手続等の趣旨から厳格な確認が必要でないものは、印鑑証明の提出を求めないことを検討。
公印	継続	・今回の見直しでの、廃止は行わない。

ii 廃止除外項目

- ① 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
 - ・ 契約書には協議書、覚書等で双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているものを含む。
 - ・ 契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- ② 競争入札参加者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結および契約代金等の請求受領等に係るもの
- ③ 上記以外の国および県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
 - ・ 国や県に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられるものを含む。
 - ・ 国および県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- ④ 第三者へ提出し手続を行う上で、押印が求められているもの
(例：官公庁へ照会を行う際の同意書)
- ⑤ 個人、法人等から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの。
 - ・ 支出の一件書類等。
 - ・ 届出や報告等、支出を伴わない申請書等である場合は、①～④に該当しなければ押印義務付けを廃止する。

4-4 見直し手順（調査票回答方法）

別紙「調査票」各項目について、下記を参照のうえ必要事項を選択および記載

■基本事項

- ① 様式名/事業・手続名は、1行に対して1つ記載すること。
- ② 様式名/事業・手続名は、申請書等の正式名称を記載すること。
- ③ 公印を押印し、市民、法人等へ発出するものも報告すること。
- ④ 押印の見直しが必要であるものの確認を行い、調査票に漏れている場合は行を追加し報告すること。
- ⑤ 調査票については、棚卸作業の内容をもとに作成しているため、入力済の内容についても、本方針に沿って必ず再度、確認すること。

I. 所 管 課・・・所管課の名称を記載

II. 担 当 者・・・担当者名を記載

III. 連 絡 先・・・担当者名の連絡先を記載（内線または外線）

IV. 様式名/事業・手続名・・・見直し検討対象となる様式等の名称を記載

V. 押印の種類・・・「a. 認印」、「b. 登記印・登録印」、「c. 登記印・登録印+印鑑証明」、
「d. 公印」のうち、該当するものを選択

※ d. 公印を選択したものは、「VI. 押印根拠の分類」、「VII. 根拠規定」を回答し終了。

VI. 押印根拠の分類・・・「a. 国の法令等により押印が求められているもの」、「b. 都道府県の条例など外部の機関により押印が求められているもの」、「c. 草津市の条例や慣行により押印を求めているもの」、「d. 法令、条例、規則、要綱、内規等に定めはないが押印を求めているもの」のうち、該当するものを選択

VII. 根拠規定・・・押印の根拠となる（様式等を定めている）法律、条例、規則等の名称を記載。ただし、VIにおいて「d. 法令、条例、規則、要綱、内規等に定めはないが押印を求めているもの」を選択したものは、空欄。

VIII. 見直し結果・・・「a. 廃止可能」、「b. 廃止不可」、「c. 例規等廃止予定」のうち、該当するものを選択。

※ V. 押印の種類で「a. 認印」を選択したものは、原則「a. 廃止可能」となる。

VIII-あ. 廃止不可の理由（VIIIで「b. 廃止不可」とした場合のみ回答）

・・・「廃止不可」とした理由を、廃止除外項目①～⑤のうち、該当するものを選択

※ VIIIで「b. 廃止不可」とした場合は、署名の見直しに係る回答は不要。

VIII-い. 廃止時期（予定）（VIIIで「c. 例規等の廃止（予定）」とした場合のみ回答）

・・・例規等の廃止時期（予定）を和暦で記載。

※ VIIIで「c. 例規等の廃止（予定）」とした場合は、署名の見直しに係る回答は不要。

5. 署名の見直し

署名については、原則として今回の見直しの対象外とするが、一連の行政手続の中で押印と同時に、または押印の代替として求めていることが多いことから、今後の見直しの検討材料とするため、下記のとおり調査を行う。

5-1 対象

調査票、Ⅷ. 見直し結果において「a. 廃止可能」としたもので、Ⅶ. 根拠規定に、「署名および押印」、「署名または記名押印」と記載のあるもの。

5-2 署名等の定義

種類	定義
署名	自己の氏名を手書き（自署）すること
記名	自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと

5-3 署名の見直し基準

i 廃止の可否の検討項目

下記、①～⑤のいずれかに該当するものは、廃止の対象外とする。

- ①国および県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの
 - ・ 署名または記名押印の選択制としているものを含む。
- ②本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
 - ・ 許可申請書等本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるものを含む。
- ③申請書の添付書類で、本人以外が作成する診断書、意見書、証明書等、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの
- ④署名および押印を求めるもので、署名に実質的な意味があるもの
 - 押印を廃止し、署名のみを継続する。
- ⑤署名または記名押印を求めるもので、所管課において署名または記名押印を継続することが必要と認めるもの
 - 署名または記名押印以外の本人確認等の代替手段がある場合は、原則として「署名または記名押印」の両方を廃止する。ただし、所管課において存続させることが必要と認めるものは「署名または記名押印」の両方を継続*する。

※記名押印のみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭めることになるため。

<参考：国での検討の結果、署名を求める手続とその理由>

住民異動届（住民基本台帳法（転入、転出、転居、世帯変更等））

- 存続理由
- ・個人の重要な権利義務に係る多数の行政行為の基礎となる手続
 - ・虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害が生じ得る
 - ・申請の殆どで「署名」が行われており、負担増は限定的

直接請求に係る提出書類（署名収集を依頼する委任状）

- 存続理由
- ・直接請求は参政権の一つで、適正実施の強い要請がある
 - ・適正な直接請求活動のためには、住民が署名時に委任状の真正性を判断する手がかりを残しておく必要があることから、請求代表者全員の押印を求めている（氏名については、記名でも可）
 - ・従来、多数の者の押印を求めていたものを、1人以上の署名にすることで、真正性を確保しつつ、押印を廃止することにより負担軽減を図ることとしている

5-4 見直し手順（調査票回答方法）

別紙「調査票」の各項目について、下記を参照のうえ必要事項を選択または記載

IX. 根拠規定の署名の記載

- ・・・「a. 署名および押印」、「b. 署名または記名押印」から該当のものを選択

X. 見直し結果・・・「a. 廃止可能」、「b. 廃止不可」のうち、該当するものを選択

X-あ. 廃止不可理由（Xで「b. 廃止不可」とした場合のみ回答）

- ・・・「廃止不可」とした理由を、廃止除外項目①～⑤のうち、該当するものを選択